

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年12月24日
【中間会計期間】	第8期中（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社東京スター銀行
【英訳名】	The Tokyo Star Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役頭取 ロバート・エム・ベラーディ
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目6番16号
【電話番号】	03-3586-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目6番16号
【電話番号】	03-3586-3111（代表）
【事務連絡者氏名】	ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京スター銀行横浜支店 （神奈川県横浜市西区北幸一丁目4番1号） 株式会社東京スター銀行千葉支店 （千葉県千葉市中央区富士見二丁目3番1号） 株式会社東京スター銀行名古屋支店 （愛知県名古屋市東区武平町5番1号） 株式会社東京スター銀行大阪支店 （大阪府大阪市北区曽根崎二丁目12番7号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度中間 連結会計期間	平成19年度中間 連結会計期間	平成20年度中間 連結会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	36,629	42,420	37,337	75,643	77,096
連結経常利益	百万円	12,818	13,767	5,214	25,588	18,046
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	8,162	17,400	△770	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	16,108	13,842
連結純資産額	百万円	93,920	113,543	103,452	102,322	110,328
連結総資産額	百万円	1,575,203	1,715,531	1,845,420	1,682,345	1,857,176
1株当たり純資産額	円	134,171.65	162,204.67	147,788.68	146,175.53	157,612.10
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	円	11,661.32	24,857.47	△1,101.37	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	23,012.13	19,775.41
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.96	6.62	5.61	6.08	5.94
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.27	10.54	9.29	9.52	9.75
営業活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	26,955	△29,095	70,892	△9,525	△64,898
投資活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	△24,503	30,366	△64,403	△42,599	68,033
財務活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	△3,443	△3,472	△5,742	9,049	△3,479
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	100,701	56,416	59,019	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	58,617	58,272
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	1,071 [171]	1,169 [163]	1,233 [164]	1,109 [188]	1,175 [169]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、平成18年度中間連結会計期間から平成19年度においては、潜在株式を調整した計算により潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は減少しないため、また、平成20年度中間連結会計期間については中間純損失であるため、それぞれ記載していません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	35,956	41,996	37,012	73,726	76,260
経常利益	百万円	11,555	13,637	3,283	21,717	18,027
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	7,999	17,304	△2,009	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	15,595	13,528
資本金	百万円	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
発行済株式総数	千株	700	700	700	700	700
純資産額	百万円	92,634	111,813	100,263	100,688	108,378
総資産額	百万円	1,576,183	1,717,599	1,847,610	1,683,388	1,859,730
預金残高	百万円	1,416,867	1,507,421	1,643,871	1,484,137	1,661,009
貸出金残高	百万円	1,083,948	1,191,064	1,274,970	1,164,946	1,256,373
有価証券残高	百万円	301,627	308,525	320,027	323,599	261,486
1株当たり配当額	円	—	—	8,200.00	5,000.00	—
自己資本比率	%	5.88	6.51	5.43	5.98	5.83
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.13	10.38	9.00	9.42	9.55
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,005 [161]	1,111 [154]	1,177 [154]	1,037 [162]	1,118 [159]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 3. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

	当行	その他	合計
従業員数（人）	1,177 [154]	56 [10]	1,233 [164]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員 165人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	1,177 [154]
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員 154人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間における国内経済情勢を顧みますと、原油や原材料価格の高騰、消費の伸び悩み等による経済環境の悪化により企業業績は低迷を余儀なくされております。さらには、サブプライム問題を発端とした米国経済金融危機を背景に世界的株価急落による金融および証券市場の混乱もあり、新興国や資源国においても景気が減速しております。こうした状況の下、輸出の減速が鮮明になっていることに加え、株価急落にともなって個人消費も停滞するなど、実体経済にマイナスの影響を与え始めており、景気は停滞局面に入りました。

(経営方針)

東京スター銀行グループ(以下、「当行グループ」という)は、「Financial Freedom/お金の心配からの解放」を企業フィロソフィーとして掲げ、フルライン戦略とは一線を画した他行との差別化を進め、中小企業金融を中心とする特定分野への経営資源の集中、並びに個人顧客をターゲットに資産運用に関する相談業務を強みとした、革新的ビジネスを展開しています。単に、金融商品を販売するだけでなく、E S Pの理念を軸に、お客さまに資産管理の方法や金融知識を提供する教育(Education)の機会をもたらし、的確な戦略に基づく商品を通じて解決策

(Solution)を提供し、さらに密接なパートナーシップ(Partnership)を構築しながら、お客さまの成功を実現するとともに、株主の皆さまに対しては株主価値の向上、従業員に対してはワールドクラスの組織での働きがいのある職場の提供、社会に対しては地域経済への貢献を旨とし経済発展とともに歩むことを経営方針として掲げております。

(当中間連結会計期間の業績)

当中間連結会計期間末における総資産は、前中間連結会計期間末と比べ1,298億89百万円増加し、1兆8,454億20百万円となりました。このうち貸出金については、前中間連結会計期間末と比べ868億57百万円増加し1兆2,858億95百万円となりました。また、有価証券は114億85百万円増加し3,150億85百万円となりました。

負債は、前中間連結会計期間末と比べ1,399億80百万円増加し、1兆7,419億68百万円となりました。このうち預金は、前中間連結会計期間末と比べ1,350億18百万円増加して1兆6,383億48百万円となっております。

損益につきましては、資金運用収益は、貸出金利息が前中間連結会計期間と比べ13億49百万円減少したことを主な要因として、前中間連結会計期間と比べ10億7百万円減少し、266億円となりました。また、市場環境の悪化により金融商品(投資信託、個人年金保険など)の販売に係る収益が減少したことや、債権売却益が31億11百万円減少したことなどから、経常収益は前中間連結会計期間と比べ50億83百万円減少して、373億37百万円となりました。

一方、預金利息の増加により、資金調達費用は前中間連結会計期間と比べ12億75百万円増加して68億2百万円となりました。役員取引等費用は、店舗外A T M設置台数の増加による費用増加などにより、前中間連結会計期間と比べ3億5百万円増加して28億21百万円となりました。その他業務費用は、前中間連結会計期間に貸付債権の売却損が7億78百万円生じておりましたが、当中間連結会計期間には、これが無いことなどから、前中間連結会計期間と比べ10億95百万円減少して1億23百万円となりました。

営業経費は、人件費及び税金の減少により、前中間連結会計期間と比べ5億16百万円減少して155億68百万円となりました。

その他経常費用は、貸倒引当金繰入額が前中間連結会計期間と比べ31億75百万円増加したことにより、前中間連結会計期間と比べ35億円増加して68億6百万円となりました。このため、経常費用は前中間連結会計期間と比べ34億70百万円増加の321億22百万円となりました。

以上により、経常収益が50億83百万円減少し、経常費用が34億70百万円増加したことから、経常利益は前中間連結会計期間と比べ85億53百万円減少して52億14百万円となりました。

また、前中間連結会計期間において、固定資産売却益を182億24百万円計上していたため、特別利益が前中間連結会計期間と比べ185億48百万円減少し2億96百万円となりました。一方、有価証券の評価損を主な要因として、特別損失が前中間連結会計期間と比べ37億5百万円増加の67億25百万円であったことから、税金等調整前中間純利益は、前中間連結会計期間と比べ308億4百万円減少して△12億14百万円となり、中間純利益も前中間連結会計期間と比べ181億70百万円減少の△7億70百万円となりました。

当行グループは、銀行業以外に一部金融関連事業も営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

なお、自己資本比率(国内基準)は、連結ベースで9.29%、銀行単体ベースで9.00%となっております。

(キャッシュ・フローの状況)

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前中間連結会計期間末と比べ26億3百万円増加し590億19百万円となりました。このうち営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、コールローンの減少等により前中間連結会計期間と比べ999億87百万円収入が増加し、708億92百万円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の償還による収入の減少等により、前中間連結会計期間と比べ947億69百万円収入が減少し、644億3百万円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、配当金による支出の増加により、前中間連結会計期間と比べ支出が22億70百万円増加し、57億42百万円の支出となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収益は、貸出金利息を中心に前年同期比10億7百万円減少し266億円となりました。資金調達費用は、預金利息を中心に前年同期比12億74百万円増加し67億89百万円となりました。この結果、資金運用収支は、前年同期比22億81百万円減少し198億11百万円となりました。役務取引等収益は、投資信託、個人年金保険などの金融商品販売に係る収益が減少したことなどから前年同期比4億43百万円減少し70億69百万円となりました。役務取引等費用は、店舗外現金自動設備に係る支払手数料等の増加により前年同期比3億5百万円増加し28億21百万円となりました。この結果、役務取引等収支は前年同期比7億47百万円減少して42億48百万円となりました。その他業務収益は、前年同期比6億48百万円減少し6億28百万円となりました。その他業務費用は、前年同期には貸付債権のトレーディングによる売却損が生じていたことなどから前年同期比10億95百万円減少し1億23百万円となりました。この結果、その他業務収支は、前年同期比4億48百万円増加し5億5百万円となりました。このうち、国内業務部門の資金運用収支は180億22百万円、役務取引等収支は45億61百万円、その他業務収支は5億99百万円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は17億88百万円、役務取引等収支は6百万円、その他業務収支は△93百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	19,991	2,100	—	22,092
	当中間連結会計期間	18,022	1,788	—	19,811
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	24,613	3,188	30	(163) 27,607
	当中間連結会計期間	23,860	2,905	0	(164) 26,600
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	4,621	1,088	30	(163) 5,515
	当中間連結会計期間	5,837	1,116	0	(164) 6,789
役務取引等収支	前中間連結会計期間	5,305	4	313	4,995
	当中間連結会計期間	4,561	6	319	4,248
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	10,855	6	3,349	7,512
	当中間連結会計期間	10,899	14	3,843	7,069
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	5,550	1	3,036	2,516
	当中間連結会計期間	6,337	8	3,524	2,821
その他業務収支	前中間連結会計期間	416	△358	—	57
	当中間連結会計期間	599	△93	—	505
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,244	31	—	1,276
	当中間連結会計期間	600	27	—	628
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	828	389	—	1,218
	当中間連結会計期間	1	121	—	123

- (注) 1. 「国内業務部門」は、当行の円建取引及び国内(連結)子会社、「国際業務部門」は、外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の数字は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。
4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息(前中間連結会計期間 11百万円、当中間連結会計期間 12百万円)を控除して表示しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

資金運用勘定平残は、貸出金及びコールローンを中心に前年同期比1,666億25百万円増加し1兆7,794億59百万円となりました。また、資金運用勘定利息は、貸出金利息の減少に伴い、前年同期比10億7百万円減少し266億円となりました。この結果、資金運用勘定利回りは2.98%となりました。なお、部門別の資金運用勘定利回りは、国内業務部門が2.79%、国際業務部門が4.26%であります。資金調達勘定平残は、預金の増加により前年同期比1,525億76百万円増加し1兆6,986億19百万円となりました。また、資金調達勘定利息は、預金利息を中心に前年同期比12億74百万円増加し67億89百万円となりました。この結果、資金調達勘定利回りは0.79%となりました。なお、部門別の資金調達勘定利回りは、国内業務部門が0.72%、国際業務部門が1.64%であります。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(55,422) 1,549,980	(163) 24,613	3.16
	当中間連結会計期間	(47,458) 1,703,420	(164) 23,860	2.79
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,170,534	20,824	3.54
	当中間連結会計期間	1,224,719	19,386	3.15
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	4	0	2.14
	当中間連結会計期間	0	0	1.61
うち有価証券	前中間連結会計期間	204,899	2,243	2.18
	当中間連結会計期間	217,732	2,979	2.72
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	68,892	193	0.56
	当中間連結会計期間	166,092	506	0.60
うち預け金	前中間連結会計期間	7,554	12	0.34
	当中間連結会計期間	7,913	9	0.25
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,474,921	4,621	0.62
	当中間連結会計期間	1,615,726	5,837	0.72
うち預金	前中間連結会計期間	1,441,856	4,291	0.59
	当中間連結会計期間	1,586,184	5,546	0.69
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,519	8	0.68
	当中間連結会計期間	525	2	0.77
うちコールマネー	前中間連結会計期間	389	0	0.45
	当中間連結会計期間	76	0	0.48
うち借入金	前中間連結会計期間	1,265	28	4.56
	当中間連結会計期間	—	—	—

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
2. 「国内業務部門」は、当行の円建取引(対非居住者取引は除く)及び国内(連結)子会社であります。
3. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。
4. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間 3,609百万円、当中間連結会計期間 3,561百万円)及び利息(前中間連結会計期間11百万円、当中間連結会計期間 12百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	131,749	3,188	4.82
	当中間連結会計期間	135,798	2,905	4.26
うち貸出金	前中間連結会計期間	36,126	1,117	6.17
	当中間連結会計期間	49,659	1,177	4.73
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	85,982	1,764	4.09
	当中間連結会計期間	72,437	1,332	3.66
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	9,057	305	6.73
	当中間連結会計期間	13,155	389	5.91
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(55,422) 131,695	(163) 1,088	1.64
	当中間連結会計期間	(47,458) 135,636	(164) 1,116	1.64
うち預金	前中間連結会計期間	53,171	764	2.86
	当中間連結会計期間	65,172	764	2.33
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー	前中間連結会計期間	94	2	5.36
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 「国際業務部門」は、当行の外貨建取引及び円建対非居住者取引であります。

2. () 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息 (内書き) であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,626,306	13,472	1,612,834	27,638	30	27,607	3.41
	当中間連結会計期間	1,791,760	12,301	1,779,459	26,601	0	26,600	2.98
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,206,660	4,592	1,202,067	21,942	28	21,913	3.63
	当中間連結会計期間	1,274,378	2,022	1,272,356	20,564	—	20,564	3.22
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	4	—	4	0	—	0	2.14
	当中間連結会計期間	0	—	0	0	—	0	1.61
うち有価証券	前中間連結会計期間	290,882	4,993	285,888	4,007	—	4,007	2.79
	当中間連結会計期間	290,169	4,993	285,176	4,311	—	4,311	3.01
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	77,949	—	77,949	499	—	499	1.27
	当中間連結会計期間	179,248	—	179,248	896	—	896	0.99
うち預け金	前中間連結会計期間	7,554	3,885	3,669	12	1	11	0.62
	当中間連結会計期間	7,913	5,285	2,627	9	0	9	0.70
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,551,194	5,151	1,546,043	5,546	30	5,515	0.71
	当中間連結会計期間	1,703,904	5,285	1,698,619	6,790	0	6,789	0.79
うち預金	前中間連結会計期間	1,495,028	3,886	1,491,142	5,056	1	5,054	0.67
	当中間連結会計期間	1,651,356	5,285	1,646,071	6,310	0	6,309	0.76
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,519	—	2,519	8	—	8	0.68
	当中間連結会計期間	525	—	525	2	—	2	0.77
うちコールマネー	前中間連結会計期間	483	—	483	3	—	3	1.41
	当中間連結会計期間	76	—	76	0	—	0	0.48
うち借入金	前中間連結会計期間	1,265	1,265	—	28	28	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前中間連結会計期間3,609百万円、当中間連結会計期間3,561百万円）及び利息（前中間連結会計期間11百万円、当中間連結会計期間12百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務、投資・資本及び取引高の消去額であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、投資信託、個人年金保険などの金融商品販売に係る収益が減少したこと等により証券関連業務、保険業務中心に前年同期比4億43百万円減少し合計で70億69百万円となりました。役務取引等費用は、店舗外現金自動設備に係る支払手数料等の増加により、前年同期比3億5百万円増加し合計で28億21百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	10,850	11	3,349	7,512
	当中間連結会計期間	10,899	14	3,843	7,069
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	3,170	—	319	2,850
	当中間連結会計期間	3,245	—	322	2,922
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,860	6	0	1,866
	当中間連結会計期間	2,234	12	0	2,246
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	1,294	—	—	1,294
	当中間連結会計期間	1,046	—	—	1,046
うち代理業務	前中間連結会計期間	93	—	—	93
	当中間連結会計期間	94	—	—	94
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	4	—	—	4
	当中間連結会計期間	0	—	—	0
うち保証業務	前中間連結会計期間	3,096	—	3,028	67
	当中間連結会計期間	3,582	—	3,519	62
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち保険業務	前中間連結会計期間	1,330	—	—	1,330
	当中間連結会計期間	694	—	—	694
役務取引等費用	前中間連結会計期間	5,550	1	3,036	2,516
	当中間連結会計期間	6,337	8	3,524	2,821
うち為替業務	前中間連結会計期間	105	1	0	107
	当中間連結会計期間	107	1	0	109

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行の円建取引及び国内連結子会社であります。

2. 「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。

3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高 (末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,451,125	56,295	4,090	1,503,330
	当中間連結会計期間	1,578,495	65,375	5,522	1,638,348
うち流動性預金	前中間連結会計期間	489,737	—	4,090	485,647
	当中間連結会計期間	504,485	—	5,522	498,963
うち定期性預金	前中間連結会計期間	954,502	—	—	954,502
	当中間連結会計期間	1,066,495	—	—	1,066,495
うちその他	前中間連結会計期間	6,885	56,295	—	63,180
	当中間連結会計期間	7,514	65,375	—	72,890
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	2,200	—	—	2,200
総合計	前中間連結会計期間	1,451,125	56,295	4,090	1,503,330
	当中間連結会計期間	1,580,695	65,375	5,522	1,640,548

(注) 1. 「国内業務部門」は、当行の円建取引、「国際業務部門」は、当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務の消去額であります。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内	1,199,038	100.00	1,285,895	100.00
製造業	23,129	1.93	25,047	1.95
農業	418	0.04	117	0.01
林業	51	0.00	40	0.00
漁業	187	0.02	183	0.01
鉱業	2	0.00	—	—
建設業	11,771	0.98	11,230	0.87
電気・ガス・熱供給・水道業	1,286	0.11	2,481	0.19
情報通信業	4,855	0.40	1,688	0.13
運輸業	10,649	0.89	10,678	0.83
卸売・小売業	25,816	2.15	30,026	2.34
金融・保険業	67,328	5.61	49,395	3.84
不動産業	318,710	26.58	317,023	24.65
サービス業	183,935	15.34	188,184	14.63
地方公共団体	852	0.07	504	0.04
その他	550,048	45.88	649,297	50.49
海外	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,199,038	——	1,285,895	——

(注) 「国内」とは、当行及び国内（連結）子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	150,704	—	—	150,704
	当中間連結会計期間	150,289	—	—	150,289
地方債	前中間連結会計期間	603	—	—	603
	当中間連結会計期間	602	—	—	602
社債	前中間連結会計期間	68,343	—	—	68,343
	当中間連結会計期間	90,554	—	—	90,554
株式	前中間連結会計期間	5,844	—	4,993	850
	当中間連結会計期間	5,570	—	4,993	576
その他の証券	前中間連結会計期間	742	82,356	—	83,099
	当中間連結会計期間	15,451	57,612	—	73,063
合計	前中間連結会計期間	226,238	82,356	4,993	303,600
	当中間連結会計期間	262,466	57,612	4,993	315,085

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行の円建取引及び国内連結子会社であります。「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 相殺消去額は、当行が保有する連結子会社の株式であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	23,739	20,738	△3,001
経費 (除く臨時処理分)	15,431	15,064	△367
人件費	6,232	5,962	△270
物件費	8,257	8,536	279
税金	942	565	△377
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	8,307	5,674	△2,633
のれん償却額	—	—	—
一般貸倒引当金繰入額	—	114	114
業務純益	8,307	5,559	△2,748
うち債券関係損益	△50	23	73
臨時損益	5,329	△2,276	△7,605
株式関係損益	390	△162	△552
不良債権処理損失	△2,997	4,844	7,841
貸出金償却	2	0	△2
個別貸倒引当金繰入額	—	4,843	4,843
その他の債権売却損等	△2,999	0	2,999
その他臨時損益	1,942	2,730	788
経常利益	13,637	3,283	△10,354
特別損益	15,798	△6,608	△22,406
うち固定資産処分損益	17,224	△4	△17,228
うち償却債権取立益	191	117	△74
うち貸倒引当金戻入益	401	—	△401
税引前中間純利益	29,435	△3,324	△32,759
法人税、住民税及び事業税等	12,663	△71	△12,734
法人税等調整額	△532	△1,243	△711
中間純利益	17,304	△2,009	△19,313

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 (+ 国債等債券償還益) - 国債等債券売却損 (- 国債等債券償還損) - 国債等債券償却
6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	3.14	2.78	△0.36
（イ）貸出金利回	3.51	3.14	△0.37
（ロ）有価証券利回	2.18	2.73	0.55
(2) 資金調達原価 ②	2.61	2.45	△0.16
（イ）預金等利回	0.59	0.69	0.10
（ロ）外部負債利回	0.45	0.48	0.03
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.53	0.33	△0.20

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	15.59	10.84	△4.75
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	15.59	10.84	△4.75
業務純益ベース	15.59	10.62	△4.97
中間純利益ベース	32.48	△3.84	△36.32

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	1,507,421	1,643,871	136,450
預金（平残）	1,495,028	1,651,356	156,328
貸出金（末残）	1,191,064	1,274,970	83,906
貸出金（平残）	1,196,041	1,262,037	65,996

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,237,397	1,429,338	191,941
法人	270,023	214,533	55,490
合計	1,507,421	1,643,871	136,450

（注）譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	460,632	543,426	82,794
住宅ローン残高	391,181	453,860	62,679
その他ローン残高	69,451	89,566	20,115

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,074,570	1,128,702	54,132
総貸出金残高	② 百万円	1,191,064	1,274,970	83,906
中小企業等貸出金比率	①/② %	90.21	88.52	△1.69
中小企業等貸出先件数	③ 件	75,997	82,241	6,244
総貸出先件数	④ 件	76,121	82,381	6,260
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.83	99.83	0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	164	1,987	144	1,786
計	164	1,987	144	1,786

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	21,000	21,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	19,000	19,000
	利益剰余金	77,946	67,878
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	2,832	3,866
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	7	14
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	115,106	103,997
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	12,102	11,607
	負債性資本調達手段等	15,500	15,500
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	15,500	15,500
	計	27,602	27,107
	うち自己資本への算入額 (B)	23,665	24,009

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
控除項目	控除項目（注4）（C）	947	1,408
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	137,824	126,597
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	1,180,145	1,210,027
	オフ・バランス取引等項目	33,423	47,107
	信用リスク・アセットの額（E）	1,213,568	1,257,135
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%）（F）	92,891	104,306
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	7,431	8,344
	計（E）+（F）（H）	1,306,460	1,361,442
連結自己資本比率（国内基準）= D / H × 100（%）		10.54	9.29
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（%）		8.81	7.63

- （注）1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- （1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - （2）一定の場合を除き、償還されないものであること
 - （3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - （4）利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	21,000	21,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	19,000	19,000
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,000	2,000
	その他利益剰余金	74,216	62,690
	その他	—	—
	自己株式（△）	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	2,832	3,867
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	113,384	100,822
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注1）	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	6,901	6,611
	負債性資本調達手段等	15,500	15,500
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	15,500	15,500
	計	22,401	22,111
	うち自己資本への算入額 (B)	22,401	22,111

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
控除項目	控除項目 (注4) (C)	947	1,408
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	134,838	121,525
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	1,179,322	1,209,106
	オフ・バランス取引等項目	33,637	47,259
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,212,959	1,256,365
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	85,521	92,782
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	6,841	7,422
	計 (E) + (F) (H)	1,298,481	1,349,147
単体自己資本比率 (国内基準) = D / H × 100 (%)		10.38	9.00
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		8.73	7.47

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	60	280
危険債権	144	131
要管理債権	120	110
正常債権	11,632	12,273

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行グループの営業基盤の中心である首都圏は、多くの金融機関が激しい競争を展開する厳しいマーケットであります。お客さまのご要望や当行の提供すべきサービス等の面において、競合他行、あるいは首都圏以外を営業基盤とする地域金融機関とは、自ずと差異があるものと考えており、当行グループとしては、フルライン戦略とは一線を画し、個人リテール及び中小企業取引に重点的に経営資源を集中し、常にスピード感を持った経営を進めることにより他行との差別化を図りながら、引き続き高率の成長を追求してまいります。

また、会社法に基づき、当行グループにおけるコーポレートガバナンス体制をより一層強化するとともに、平成19年9月30日に施行された金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の充実化をさらに推進してまいります。そして、常に収益性を保ちながら市場のニーズに応えるため、多様なリスクを共通の枠組みに基づいて収益性を評価する管理体制の構築を目指してまいります。

さらに、お客さま及び社会全般からの信頼を得て、社会的信用を高めていくことが極めて重要なことであると認識し、高い倫理観に基づいた行動を心掛ける必要があると考えており、健全な業務を通じて揺るぎない信頼の確立を図るべく、全役職員が主体的かつ積極的にコンプライアンス態勢の強化に取り組んでまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

平成20年9月、当行はSBIモーゲージ株式会社と銀行代理業務委託契約を締結し、同年11月より、該社が当行の代理業者として住宅ローンの金融サービスの提供を開始しております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能種類株式総数・発行可能株式総数（株）
発行可能種類株式	
全部取得条項付株式	2,799,000（注3）
普通株式	2,800,000（注3）
計	2,800,000（注4）

- (注) 1. 平成20年6月26日付定時株主総会の決議により、定款の変更が行われ、種類株式を発行する定めが新設され、従来の普通株式の発行可能種類株式総数は同日付で2,799,000株となり、A種類株式の発行可能種類株式総数は、同日付で1,000株となりました。また、同日付の定時株主総会および普通株主による種類株主総会の決議により、平成20年8月1日を効力発生日として、従来の普通株式はその内容を変更されて表中の全部取得条項付株式となり、A種類株式はその内容を変更されて表中の普通株式となりました。
2. 平成20年8月1日付臨時株主総会および普通株主による種類株主総会の決議により、株式の分割を行う予定であることから定款変更が行われ、表中の普通株式の発行可能種類株式総数は同日付で2,799,000株増加し、2,800,000株となりました。
3. 各種類株式の発行可能種類株式総数を記載しております。
4. 発行可能株式総数を記載しております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成20年9月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成20年12月24日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
全部取得条項付 株式	—	—	—	会社法第108条第2項第7号の定めを設けている。全部取得条項付株式を取得する場合には、全部取得条項付株式1株の取得と引き換えに、0.00005株の普通株式を交付する。会社法第108条第2項第1号から第6号まで、第8号および第9号に定める事項についての定めは設けていない。
普通株式	700,000	700,000	—	会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設けていない。
計	700,000	700,000	—	—

- (注) 1. 平成20年6月26日付定時株主総会の決議により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて取得し、全部取得条項付株式1株と引換えに新たな普通株式（表中の普通株式）0.00005株（計35株）を発行しております。
2. 平成20年7月25日付代表執行役頭取決定により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて消却しております。
3. 平成20年7月29日付代表執行役頭取決定により平成20年9月22日付で新たな普通株式1株を20,000株にする株式の分割を行っております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づく新株引受権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成17年6月24日定時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (平成20年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年11月30日)
新株予約権の数(個)	875	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,375	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	440,843	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 440,843 資本組入額 220,422	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当行取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	該当ありません	同左

	中間会計期間末現在 (平成20年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年11月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社（以下、「完全親会社」という。）に以下の決定方針に基づき承継させることができるものとする。ただし、当該株式交換または株式移転に際し、当行株主総会において、以下の決定方針に沿って完全親会社が新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当行と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式</p> <p>② 各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、各新株予約権の目的たる株式の数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とする。</p> <p>③ 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額 株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。</p> <p>④ 新株予約権の行使可能期間 平成19年7月1日または株式交換もしくは株式移転の日のいずれか遅い日から平成22年6月30日まで</p> <p>⑤ 新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>	同左

	中間会計期間末現在 (平成20年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年11月30日)
	<p>⑥ 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡につ き、完全親会社の取締役 会の承認を要するものと する。</p> <p>当行が合併する場合、会社 分割を行う場合、その他これ らの場合に準じて各新株予約 権の目的たる株式の数を調整 すべき場合にも、必要かつ合 理的な範囲で、各新株予約権 の目的たる株式の数は適切に 調整されるものとする。</p> <p>なお、調整の結果生じる1 株未満の端数は切り捨てる。</p>	

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年9月30日	—	700	—	21,000,000	—	19,000,000

- (注) 1. 平成20年6月26日付定時株主総会および普通株主による種類株主総会の決議により、平成20年8月1日付で定款変更を行い、従来の普通株式を全部取得条項付株式に変更するとともに、新たな普通株式を設けております。
2. 平成20年6月26日付定時株主総会の決議により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて取得し、全部取得条項付株式1株と引換えに新たな普通株式0.00005株(計35株)を発行しております。
3. 平成20年7月25日付代表執行役頭取決定により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて消却しております。
4. 平成20年7月29日付代表執行役頭取決定により平成20年9月22日付で新たな普通株式1株を20,000株にする株式の分割を行っております。

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー (常任代理人 株式会社ティーピーアイ)	WALKERS SPV LTD WALKER HOUSE 87 MARY ST GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区永田町2丁目14-3 赤坂東急プラザ12階)	293,771	41.96
ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー (常任代理人 株式会社ティーピーアイ)	WALKERS SPV LTD WALKER HOUSE 87 MARY ST GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区永田町2丁目14-3 赤坂東急プラザ12階)	174,268	24.89
トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー (常任代理人 株式会社ティーピーアイ)	WALKERS SPV LTD WALKER HOUSE 87 MARY ST GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区永田町2丁目14-3 赤坂東急プラザ12階)	151,961	21.70
ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー (常任代理人 トラスティーズ・アドバイザー株式会社)	WALKERS SPV LTD WALKER HOUSE 87 MARY ST GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-9002 CAYMAN ISLANDS (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー28F)	80,000	11.42
計	—	700,000	100.00

(注) 当行が平成20年8月1日を効力発生日とする全部取得条項付株式の取得の対価として、全部取得条項付株式1株につき0.00005株の割合をもって新たな普通株式を交付したことにより、ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピーは、総株主等の議決権に対する所有議決権の割合が9.38%となり、主要株主でなくなりましたが、平成20年9月18日に上記新たな普通株式の1株に満たない端数をまとめた端数株式の合計数3株のうち、1株を取得し、総株主等の議決権に対する所有議決権の割合が11.42%となり、再び主要株主となっております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 700,000	700,000	会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設けていない。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	700,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	359,000	358,000	358,000	359,000	—	—
最低(円)	352,000	356,000	356,000	356,000	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 当行株式は平成20年7月27日付で上場廃止となり、同日までの株価を記載しております。

3【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員 の 異 動 は 次 の と お り で あ り ま す。

(1) 取 締 役 の 状 況

① 新 任 取 締 役

氏 名	生 年 月 日	略 歴	任 期	所 有 株 式 数	就 任 年 月 日
佐竹 康峰	昭和28年 12月1日生	昭和51年 4月 ㈱三菱銀行（現 ㈱三菱東京UFJ銀行） 入行 平成 5年 3月 シンガポール支店 副支店長 平成 9年 7月 東京三菱投信投資顧問㈱（現三菱UFJ投信㈱） 企画部長 平成13年 5月 ㈱東京三菱銀行（現 ㈱三菱東京UFJ銀行） 資産運用 企画部長 平成15年 5月 同行 投資銀行・資産運用人事部長 兼 同行 投資銀行・資産運用企画部長 兼 ㈱三菱東京フィナンシャル・グループ（現 ㈱三菱UFJ フィナンシャル・グループ） 法人業務企画部部長 平成16年 7月 三菱東京ウェルスマネジメント銀行スイス㈱ 代表取締役会長 兼 三菱東京ウェルスマネジメント証券㈱代表取締役社長 平成18年 4月 三菱UFJウェルスマネジメント証券㈱ 代表取締役社長 平成20年 6月 同社 退任 平成20年 8月 当行入行 取締役（現職）	（注3）	—	平成20年 8月1日
住田 裕子	昭和26年 6月21日生	昭和52年 4月 司法修習生任命 昭和54年 4月 東京地方検察庁検事任官 昭和62年 4月 法務省民事局付検事 平成元年10月 法務大臣秘書官 平成 7年 4月 法務省訟務局付検事 平成 8年 4月 弁護士登録。第一東京弁護士会所属 平成11年 1月 防衛施設中央審議会委員 会長代理（現職） 平成11年11月 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会委員 主査 （現職） 平成12年 1月 生命保険契約者保護機構運営委員（現職） 平成13年 1月 内閣府男女共同参画会議基本問題専門調査会委員 （現職） 平成13年 1月 経済産業省総合資源エネルギー調査会委員（現職） 平成16年 4月 内閣府総合科学技術会議基本政策推進専門調査会 専門委員（現職） 平成19年 7月 総務省年金業務・社会保険庁監視等委員会委員（現職） 平成19年 9月 Hiroko Sumita & Partners, Legal Support for Senior㈱ 代表取締役（現職） 平成20年 8月 当行入行 取締役（現職）	（注3）	—	平成20年 8月1日

（注） 1. 佐竹康峰および住田裕子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 佐竹康峰は、監査委員会委員長に就任しており、住田裕子は同委員会委員に就任しております。

3. 平成20年8月1日付の臨時株主総会后1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

② 退 任 取 締 役

氏 名	退 任 年 月 日
クリストファー・リード・マニング	平成20年11月13日

(2) 執行役の状況

① 新任執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数	就任年月日
取締役兼 代表執行役 頭取	最高経営 責任者 (CEO)	ロバート・ エム・ベラ ーディ	昭和29年 7月18日生	平成11年4月 シティバンク、エヌ・エイ グローバル・コンシューマー・バンク ヴァイス・プレジデント兼パーチャル・バンキング・ヘッド 平成11年7月 日興ビーンズ㈱取締役 平成13年6月 当行入行 取締役兼企画本部長 平成14年3月 取締役兼個人金融本部長 平成14年6月 代表取締役専務兼個人金融本部長兼法人金融部長 平成15年6月 代表執行役専務リテール金融本部長(代表執行役) 平成15年8月 取締役兼専務執行役(代表執行役) 平成16年9月 取締役兼代表執行役 平成17年4月 取締役兼代表執行役 最高マーケティング責任者(CMO) 平成17年7月 取締役兼代表執行役 最高マーケティング責任者(CMO)兼ブランドディベロップメントグループリーダー 平成18年1月 取締役兼代表執行役 最高マーケティング責任者(CMO)兼リテールバンキングビジネスリーダー 平成19年4月 取締役兼代表執行役 最高マーケティング責任者(CMO)兼ストラテジーブランニンググループ担当 平成20年4月 取締役会長 平成20年12月 取締役兼代表執行役頭取 最高経営責任者(CEO)(現職)	(注)	—	平成20年 12月23日

(注) 平成20年12月22日開催の取締役会決議により、平成20年12月23日から1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時まで。

② 退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役兼代表執行役頭取	最高経営責任者(CEO)	タッド・バッジ	平成20年12月22日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役会長	取締役兼代表執行役頭取 最高経営責任者(CEO)	タッド・バッジ	平成20年12月23日

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表については、新日本監査法人の中間監査を受け、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、あらた監査法人の中間監査を受けております。

なお、当行の監査法人は次のとおり交代しております。

第7期中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び第7期中間会計期間の中間財務諸表	新日本監査法人
第8期中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び第8期中間会計期間の中間財務諸表	あらた監査法人

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	72,998	65,769	74,323
コールローン	66,847	124,244	196,183
買入金銭債権	45,464	37,377	41,573
商品有価証券	1	—	1
金銭の信託	3,600	3,549	3,577
有価証券	※8 303,600	※8 315,085	※8 256,552
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,199,038	※1, ※2, ※3, ※4, ※6, ※7, ※9 1,285,895	※1, ※2, ※3, ※4, ※6, ※7, ※9 1,266,086
外国為替	312	599	419
その他資産	※8 19,621	※8 16,399	※8 18,331
有形固定資産	※10 6,186	※10 5,642	※10 5,884
無形固定資産	4,231	3,700	3,955
繰延税金資産	16,051	17,228	16,029
支払承諾見返	1,773	1,584	1,687
貸倒引当金	△24,197	△31,658	△27,429
資産の部合計	1,715,531	1,845,420	1,857,176
負債の部			
預金	※8 1,503,330	※8 1,638,348	※8 1,655,960
譲渡性預金	—	2,200	—
外国為替	6	1	10
社債	※11 55,500	※11 55,500	※11 55,500
その他負債	39,570	43,090	31,286
賞与引当金	1,020	563	1,478
役員賞与引当金	745	198	366
役員退職慰労引当金	25	8	28
睡眠預金払戻損失引当金	—	454	512
利息返還損失引当金	16	17	17
支払承諾	1,773	1,584	1,687
負債の部合計	1,601,988	1,741,968	1,746,847
純資産の部			
資本金	21,000	21,000	21,000
資本剰余金	19,000	19,000	19,000
利益剰余金	77,946	67,878	74,389
株主資本合計	117,946	107,878	114,389
その他有価証券評価差額金	△2,832	△3,866	△4,759
繰延ヘッジ損益	△1,571	△559	699
評価・換算差額等合計	△4,403	△4,426	△4,060
純資産の部合計	113,543	103,452	110,328
負債及び純資産の部合計	1,715,531	1,845,420	1,857,176

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の要約連
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	42,420	37,337	77,096
資金運用収益	27,607	26,600	52,779
(うち貸出金利息)	21,913	20,564	42,788
(うち有価証券利息配当金)	4,007	4,311	6,769
役務取引等収益	7,512	7,069	15,234
その他業務収益	※1 1,276	※1 628	1,613
その他経常収益	※2 6,023	※2 3,038	※2 7,469
経常費用	28,652	32,122	59,049
資金調達費用	5,527	6,802	11,287
(うち預金利息)	5,054	6,309	10,331
役務取引等費用	2,516	2,821	5,235
その他業務費用	※3 1,218	※3 123	1,411
営業経費	16,084	15,568	32,153
その他経常費用	※4 3,306	※4 6,806	※4 8,961
経常利益	13,767	5,214	18,046
特別利益	※5 18,844	296	20,843
固定資産処分益		—	19,702
償却債権取立益		296	1,140
特別損失	※6 3,020	6,725	15,244
固定資産処分損		4	1,127
その他の特別損失		※6 6,721	※6 14,116
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	29,590	△1,214	23,645
法人税、住民税及び事業税	13,205	504	11,030
法人税等調整額	△1,014	△948	△1,227
法人税等合計		△443	
中間純利益又は中間純損失(△)	17,400	△770	13,842

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	21,000	21,000	21,000
当中間期末残高	21,000	21,000	21,000
資本剰余金			
前期末残高	19,000	19,000	19,000
当中間期末残高	19,000	19,000	19,000
利益剰余金			
前期末残高	64,046	74,389	64,046
当中間期変動額			
剰余金の配当	(注) △3,500	△5,740	△3,500
中間純利益又は中間純損失(△)	17,400	△770	13,842
当中間期変動額合計	13,900	△6,510	10,342
当中間期末残高	77,946	67,878	74,389
株主資本合計			
前期末残高	104,046	114,389	104,046
当中間期変動額			
剰余金の配当	(注) △3,500	△5,740	△3,500
中間純利益又は中間純損失(△)	17,400	△770	13,842
当中間期変動額合計	13,900	△6,510	10,342
当中間期末残高	117,946	107,878	114,389
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△98	△4,759	△98
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,733	892	△4,661
当中間期変動額合計	△2,733	892	△4,661
当中間期末残高	△2,832	△3,866	△4,759
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△1,624	699	△1,624
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	53	△1,258	2,323
当中間期変動額合計	53	△1,258	2,323
当中間期末残高	△1,571	△559	699
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△1,723	△4,060	△1,723
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,679	△365	△2,337
当中間期変動額合計	△2,679	△365	△2,337
当中間期末残高	△4,403	△4,426	△4,060
純資産合計			
前期末残高	102,322	110,328	102,322
当中間期変動額			
剰余金の配当	(注) △3,500	△5,740	△3,500
中間純利益又は中間純損失(△)	17,400	△770	13,842
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,679	△365	△2,337
当中間期変動額合計	11,220	△6,876	8,005
当中間期末残高	113,543	103,452	110,328

【中間連結株主資本等変動計算書の欄外注記】

(注) 平成19年5月25日の取締役会における決議項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		前連結会計年度の要約
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	29,590	△1,214	23,645
減価償却費	983	915	2,032
負ののれん償却額	△10	—	△20
貸倒引当金の増減(△)	△2,829	2,387	△8,609
賞与引当金の増減額(△は減少)	△632	△914	△174
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△341	△168	△720
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△29	△19	△26
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	—	—	1
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	—	△58	512
資金運用収益	△27,607	△26,600	△52,779
資金調達費用	5,527	6,802	11,287
有価証券関係損益(△)	1,683	6,862	13,190
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△76	△66	△149
固定資産処分損益(△は益)	△17,222	4	△18,574
貸出金の純増(△)減	△23,275	△16,987	△80,220
預金の純増減(△)	22,874	△17,611	175,504
譲渡性預金の純増減(△)	—	2,200	—
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△683	9,300	△151
コールローン等の純増(△)減	△24,848	76,135	△150,294
外国為替(資産)の純増(△)減	949	△179	841
外国為替(負債)の純増減(△)	△24	△9	△19
資金運用による収入	25,333	25,440	49,805
資金調達による支出	△10,691	△3,620	△15,687
その他	△3,851	14,425	△6,179
小計	△25,181	77,023	△56,786
法人税等の支払額	△3,913	△6,130	△8,112
営業活動によるキャッシュ・フロー	△29,095	70,892	△64,898
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△183,876	△158,369	△295,432
有価証券の売却による収入	6,203	1,703	8,992
有価証券の償還による収入	185,652	92,597	331,141
金銭の信託の増加による支出	—	△44	△256
金銭の信託の減少による収入	116	149	468
有形固定資産の取得による支出	△149	△103	△619
有形固定資産の売却による収入	22,806	—	23,654
無形固定資産の取得による支出	△387	△335	△776
無形固定資産の売却による収入	—	—	861
投資活動によるキャッシュ・フロー	30,366	△64,403	68,033
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△3,472	△5,742	△3,479
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,472	△5,742	△3,479
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△2,201	746	△344
現金及び現金同等物の期首残高	58,617	58,272	58,617
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 56,416	※1 59,019	※1 58,272

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1)連結子会社 2社 会社名 ㈱TSBキャピタル TSB債権管理回収㈱	(1)連結子会社 同左	(1) 連結子会社 2社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状 況」に記載しているため省略し ました。
	(2)非連結子会社 該当事項はありません。	(2)非連結子会社 同左	(2)非連結子会社 同左
2. 連結子会社の（中間）決 算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次の とおりであります。 9月末日 2社	同左	(1) 連結子会社の決算日は次のと おりであります。 3月末日 2社
3. 会計処理基準に関する事 項	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 商品有価証券の評価は、時価 法（売却原価は移動平均法によ り算定）により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、その他有 価証券のうち時価のあるものに ついては、中間連結決算日の市 場価格等に基づく時価法（売却 原価は移動平均法により算 定）、時価のないものについ ては、移動平均法による原価法又 は償却原価法（定額法）により 行っております。 なお、その他有価証券の評価 差額については、全部純資産直 入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、その他有 価証券のうち時価のあるものに ついては、中間連結決算日の市 場価格等に基づく時価法（売却 原価は移動平均法により算 定）、時価のないものについ ては、移動平均法による原価法又 は償却原価法（定額法）により 行っております。 なお、その他有価証券の評価 差額については、全部純資産直 入法により処理しております。 (追加情報) 従来、「有価証券」に含まれ る変動利付国債は市場価格に基 づく価額により評価を行って おりましたが、実務対応報告第25 号「金融資産の時価の算定に 関する実務上の取扱い」（平成20 年10月28日 企業会計基準委員 会）の公表を受けて、昨今の市 場環境を踏まえた検討の結果、 当中間連結会計期間末において 市場価格を時価とみなせない状 態にあると考えられるため、合 理的に算定された価額による評 価を行っております。 この結果、市場価格に基づく 価額による評価と比較して、 「有価証券」が863百万円増加、 「繰延税金資産」が351百万円減 少、「その他有価証券評価差額 金」が512百万円増加して おります。	(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 有価証券の評価は、その他有 価証券のうち時価のあるものに ついては、連結決算日の市場価 格等に基づく時価法（売却原 価は移動平均法により算定）、時 価のないものについては、移動 平均法による原価法又は償却原 価法（定額法）により行ってお ります。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部純資産直入 法により処理しております。
	—————	(3) 金銭の信託の評価基準及び 評価方法 金銭の信託において信託財産 を構成している信託財産の評価 は、当行が当該信託財産を保有 する場合と同じ方法により行っ ております。	(3) 金銭の信託の評価基準及び評 価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(5) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 また、のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。	(5) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 また、のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。	(5) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
	(6) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理 証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。 なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。	(6) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理 同左	(6) 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理 証書貸付及び割引手形等は、取得価額で連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。 なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。
	(7) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(7) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(7) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間連結会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p>	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当連結会計年度の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>前連結会計年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、当中間連結会計期間より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで、直接減額を行わない方法に変更しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末において直接減額した債権のうち、当中間会計期間末において債権額から直接減額した金額は13,102百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、従来、資産の自己査定基準に基づき、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、最近年度において、直接減額した以降に担保不動産の売却などによって相当額の回収を実現した事例が多く生じていることなどを勘案し、当中間連結会計期間から、債権の回収が実質的に終了し、取立不能の額が確定するまでは、当該部分について貸倒引当金を計上するとともに、回収不能額が実質的に確定した段階でこれらの債権を直接償却する処理に変更しております。この変更に伴い、中間連結貸借対照表においては、従来の方法に比べて貸出金と貸倒引当金がそれぞれ6,098百万円増加しております。また、中間連結損益計算書においては、従来の会計処理において貸出金償却としていた上記の直接償却額3,799百万円を、貸倒引当金戻入益から控除して表示しております。この結果、従来の方法に比べその他経常費用は3,799百万円減少し、経常利益は同額増加しておりますが、特別利益も同額減少することとなるため、税金等調整前中間純利益への影響はありません。</p>	<p>なお、平成18年連結会計年度まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、債権から直接減額していましたが、平成18年連結会計年度末において直接減額していた債権のうち、当中間連結会計期間末において債権額から直接減額した金額は2,249百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>前連結会計年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、当連結会計年度より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで、直接減額を行わない方法に変更しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末において直接減額した債権のうち、当連結会計年度末において債権額から直接減額した金額は4,090百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、従来、資産の自己査定基準に基づき、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、最近年度において、直接減額した以降に担保不動産の売却などによって相当額の回収を実現した事例が多く生じていることなどを勘案し、当連結会計年度から、債権の回収が実質的に終了し、取立不能の額が確定するまでは、当該部分について貸倒引当金を計上するとともに、回収不能額が実質的に確定した段階でこれらの債権を直接償却する処理に変更しております。この変更に伴い、連結貸借対照表においては、従来の方法に比べて貸出金と貸倒引当金がそれぞれ9,123百万円増加しております。また、連結損益計算書においては、従来の会計処理において貸出金償却としていた上記の直接償却額9,123百万円を、貸倒引当金繰入額に含めて表示しております。この変更による、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、この変更に伴い、従来の方法に比べ「注記事項（中間連結貸借対照表関係）」における破綻先債権額が2,583百万円、延滞債権額が3,515百万円、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額が6,098百万円増加しております。</p>		<p>なお、この変更に伴い、従来の方法に比べ破綻先債権額が3,918百万円、延滞債権額が5,205百万円、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額が9,123百万円増加しております。</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員の賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支払見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(9) 役員賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末における要支給見込額を計上しております。 (追加情報) 役員退職慰労金は、前中間連結会計期間は支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）の改正に伴い、前連結会計年度の下期において、要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 前中間連結会計期間において上記変更を行った場合は、営業経費が49百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ49百万円減少いたします。</p>	<p>(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末における要支給見込額を計上しております。</p>	<p>(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末における要支給見込額を計上しております。</p>
		<p>(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p>	<p>(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(追加情報) 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、前連結会計年度の下期より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。 なお、変更後の方法によった場合と比べ、前中間連結会計期間の経常利益は31百万円、税金等調整前中間純利益は472百万円多く計上されております。	(会計方針の変更) 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常利益が71百万円減少し、税金等調整前当期純利益は512百万円減少しております。 なお、当中間連結会計期間においては、合理的な引当額を正確に算出するための十分な体制が整っていなかったことから、従来の方法によっております。従って、変更後の方法によった場合と比べ、当中間連結会計期間の経常利益は31百万円、税金等調整前中間純利益は472百万円多く計上されております。
	(12) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。	(12) 利息返還損失引当金の計上基準 同左	(12) 利息返還損失引当金の計上基準 同左
	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(14) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(14) リース取引の処理方法 当行並びに国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(14) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、一部の貸出金について、ヘッジ対象となる取引を個別に指定した繰延ヘッジを行っております。</p>	<p>(15) 重要なヘッジ会計の方針 同左</p>
	<p>(16) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(16) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(16) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は連結会計年度の費用に計上しております。</p>
4. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>また、これによる中間連結財務諸表への影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【追加情報】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(法人所得税の更正処分について)</p> <p>当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について、営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期に係る見解の相違を主な理由として更正処分を受けました。</p> <p>当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計および税務上適切なものであり、当該更正処分は法的根拠を欠く不当なものと考えていることから、国税不服審判所に対して審査請求を行いました。平成19年7月10日に請求棄却の裁決を受領いたしました。当行は、現在、裁決の内容につき外部専門家を含めて十分な検討を行った上で、法的手続その他今後の措置について検討しております。</p> <p>なお、この更正処分を受け、納付（仮払処理）の上で課税の適否を争っている金額は1,587百万円であります。</p>	<p>—————</p>	<p>(法人所得税の更正処分について)</p> <p>当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について、営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期に係る見解の相違を主な理由として更正処分を受けました。</p> <p>当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計および税務上適切なものであり、当該更正処分は法的根拠を欠く不当なものと考えていることから、国税不服審判所に対して審査請求を行いました。平成19年7月10日に請求棄却の裁決を受領したことから、裁決の内容につき外部専門家を含めて十分な検討を行った結果、平成20年1月8日に、東京地方裁判所に税務訴訟を提起しております。</p> <p>なお、この更正処分を受け、納付（仮払処理）の上で課税の適否を争っている金額は1,573百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,271百万円、延滞債権額は20,324百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,077百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,996百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,669百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 前連結会計年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。前連結会計年度末において直接減額した債権のうち、当中間連結会計期間末において債権額から直接減額している金額は、破綻先債権額3,067百万円、延滞債権額10,022百万円であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は22,512百万円、延滞債権額は25,572百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は839百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,185百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は59,109百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は9,706百万円、延滞債権額は21,248百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は403百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,874百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,233百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、744百万円であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、64百万円であります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,455百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 24,061百万円 担保資産に対応する債務 預金 276百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等35,834百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は2,546百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、134,254百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が83,014百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※6. 手形割引は業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,010百万円あります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、55百万円あります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,122百万円あります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 19,009百万円 担保資産に対応する債務 預金 844百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等30,091百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は2,508百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、139,848百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が56,756百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,587百万円あります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、59百万円あります。 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,168百万円あります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 24,073百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,342百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等29,318百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は2,548百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、144,409百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が67,496百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,001百万円	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,624百万円	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,296百万円
※11. 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。	※11. 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。	※11. 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>※1. その他業務収益には、金融派生商品収益815百万円及び貸出債権売却益452百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、貸出債権売却益3,111百万円及び買取債権回収益1,884百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、貸出債権売却損778百万円及び外国為替売買損361百万円を含んでおります。</p> <p>※4. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,167百万円及び貸出金償却713百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 特別利益は、償却債権取立益619百万円及び固定資産処分益18,224百万円であります。</p> <p>※6. 特別損失には、有価証券評価損2,017百万円及び固定資産処分損1,001百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. その他業務収益には、金融派生商品収益516百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常収益には、買取債権回収益739百万円及び還付加算金等1,825百万円を含んでおります。</p> <p>※3. その他業務費用には、外国為替売買損121百万円を含んでおります。</p> <p>※4. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,342百万円及び貸出金償却1,089百万円を含んでおります。</p> <p>※6. その他の特別損失には、有価証券評価損6,719百万円を含んでおります。</p>	<p>—————</p> <p>※2. その他経常収益には、貸出債権売却益3,134百万円及び買取債権回収益2,731百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※4. その他の経常費用には、貸出金償却3,206百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※6. その他の特別損失には、有価証券評価損13,610百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額のうち過年度発生分441百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	700	—	—	700	
合計	700	—	—	700	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘 要	
			前連結会 計年度末	当中間連結会計期間				当中間 連結会計期 間末
				増加	減少			
当 行	ストック・オプションとしての新株予約権		—		—	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき発行したものであります。		
連 結 子会社	—		—		—			
合 計			—		—			

3. 配当に関する事項

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基 準 日	効力発生日
平成19年5月25日 取締役会	普通株式	3,500	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月11日

なお、基準日が当中間連結会計期間に属する配当につきましては、該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
全部取得条項付株式	700	—	700	—	(注) 1, 2, 3
普通株式	—	700	—	700	(注) 1, 2, 4
合計	700	700	700	700	
自己株式					
全部取得条項付株式	—	700	700	—	(注) 1, 2, 3
普通株式	—	—	—	—	(注) 1
合計	—	700	700	—	

- (注) 1. 平成20年8月1日付定款変更により、従来の普通株式を全部取得条項付株式に変更するとともに（表中の「全部取得条項付株式」）、新たな普通株式を設けました（表中の「普通株式」）。
2. 平成20年6月26日付定時株主総会の決議により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて取得し、全部取得条項付株式1株と引換えに新たな普通株式0.00005株（計35株）を発行しております。
3. 平成20年7月25日付代表執行役頭取決定により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて消却しております。
4. 平成20年7月29日付代表執行役頭取決定により平成20年9月22日付で新たな普通株式1株を20,000株にする株式の分割を行っております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘 要	
			前連結会 計年度末	当中間連結会計期間				当中間 連結会計期 間末
				増加	減少			
当 行	ストック・オプションとしての新株予約権		—		—	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき発行したものであります。		
連 結 子会社	—		—		—			
合 計			—		—			

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成20年9月19日 取締役会	普通株式	5,740	8,200	—	平成20年9月25日

(注) 基準日は設定しておりません。配当の効力発生日時点の株主へ配当を実施しております。

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	700	—	—	700
合計	700	—	—	700
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘 要
			前連結会計年度末	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当 行	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	(注)	
連 結 子会社	—	—	—	—	—	—		
合 計		—	—	—	—	—		

(注) 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき発行したものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月25日 取締役会	普通株式	3,500	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 72,998 日銀預け金以外の金融機関 への預け金 $\Delta 16,582$ 現金及び現金同等物 <u>56,416</u>	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 65,769 日銀預け金以外の金融機関 への預け金 $\Delta 6,749$ 現金及び現金同等物 <u>59,019</u>	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 (単位：百万円) 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 74,323 日銀預け金以外の金融機関 への預け金 $\Delta 16,050$ 現金及び現金同等物 <u>58,272</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 48百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 26百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 22百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 42百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 29百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 12百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 42百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 24百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 17百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 9百万円 1年超 12百万円 合計 22百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 7百万円 1年超 5百万円 合計 12百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 8百万円 1年超 8百万円 合計 17百万円 (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
・支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 6百万円 減価償却費相当額 6百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。	・支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 4百万円 減価償却費相当額 4百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。	・支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 10百万円 減価償却費相当額 10百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 3百万円 1年超 2百万円 合計 5百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 2百万円 1年超 0百万円 合計 2百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内 3百万円 1年超 1百万円 合計 4百万円

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当事項なし

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	226	338	112
債券	167,039	166,388	△650
国債	151,205	150,704	△501
地方債	607	603	△4
社債	15,225	15,080	△144
その他	86,661	82,424	△4,236
合計	253,927	249,151	△4,775

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

内容	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	512
非上場社債(事業債)	53,262
その他の証券	674

II 当中間連結会計期間末

※ 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

該当事項なし

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	64	64	—
債券	164,846	164,419	△427
国債	150,239	150,289	49
地方債	602	602	0
社債	14,004	13,527	△477
その他	78,534	72,441	△6,092
合計	243,444	236,924	△6,519

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、その時価が取得価額の50%を下回り、著しく下落している銘柄につき、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間における減損処理額は3,363百万円（うち、株式165百万円、その他3,198百万円）であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	512
非上場社債（事業債）	77,026
その他の証券	622
買入金銭債権中の信託受益権	12,287

Ⅲ 前連結会計年度末

※ 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	1	△0

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	226	215	△11	—	11
債券	142,369	141,624	△744	28	773
国債	131,087	130,617	△469	9	478
地方債	605	609	3	3	—
社債	10,676	10,397	△278	15	294
その他	60,427	53,158	△7,269	125	7,395
合計	203,023	194,998	△8,025	154	8,179

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当期において、その他有価証券で時価のある外国証券について、その時価が取得価額の50%を下回り、著しく下落している銘柄につき、4,682百万円減損処理を行っております。

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	8,992	478	57

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	512
社債（事業債）	60,380
その他の証券	661

5. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	133,340	43,052	25,612	—
国債	110,087	5,014	15,516	—
地方債	4	501	103	—
社債	23,249	37,536	9,991	—
その他	2,344	22,023	15,694	2,972
合計	135,685	65,076	41,307	2,972

(金銭の信託関係)

I. 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成19年9月30日現在） 該当事項なし
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成19年9月30日現在） 該当事項なし

II. 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年9月30日現在） 該当事項なし
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年9月30日現在） 該当事項なし

III. 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,577	△11

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在） 該当事項なし
3. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託（平成20年3月31日現在） 該当事項なし

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△4,775
その他有価証券	△4,775
(+) 繰延税金資産	1,943
その他有価証券評価差額金	△2,832

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△6,519
その他有価証券	△6,519
(+) 繰延税金資産	2,653
その他有価証券評価差額金	△3,866

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金 (平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△8,025
その他有価証券	△8,025
(+) 繰延税金資産	3,265
その他有価証券評価差額金	△4,759

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	671,096	△542	△542
	金利オプション	35,488	—	36
	その他	—	—	—
	合計	—	△542	△505

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記の記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	31,093	△86	△86
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△86	△86

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(7) その他 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	バスケット・オプション	3,977	—	—
	合計	—	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	796,937	△1,055	△1,055
	金利オプション	46,040	—	44
	その他	—	—	—
	合計	—	△1,055	△1,010

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	17,016	234	234
	通貨オプション	12,518	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	234	234

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	商品先物	—	—	—
	商品スワップ	—	—	—
店頭	商品先渡	—	—	—
	商品オプション	6,065	—	—
	バスケットオプション	6,065	—	—
	合計	—	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	トータル・リターン・スワップ	20,763	20	—
	合計	——	20	—

(注) 上記取引については、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておらず、中間連結貸借対照表に計上した、オプションプレミアムの償却原価を時価欄に記載しております。

(7) その他（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	バスケット・オプション	785	—	—
	合計	——	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、目的及び取組方針

当行では、金利関連で金利スワップ取引、金利オプション取引、通貨関連で為替予約取引、その他バスケット・オプション取引を行っております。これらのデリバティブ取引は、仕組み預金など顧客のニーズに対応するための取引、市場でのカバー取引及び当行のALM管理上のヘッジを利用目的としています。

なお、金融資産及び負債から生じる金利リスクを管理するため、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。当ヘッジ会計の方法は、主として業種別監査委員会報告第24号に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジの手段は金利スワップ取引、ヘッジの対象は定期預金の一部と貸出金の一部であります。

ヘッジ方針は、取締役会の定める「ヘッジ運営基本ポリシー」に従い、ヘッジ対象となる資産・負債等の状況を十分に考慮し決定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金または貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を個別に、あるいは一定の（残存）期間毎にグルーピングを行い特定し、ヘッジ対象とヘッジ取引の金利変動幅等を比較することにより判断しております。

(2) リスクの内容

デリバティブ取引のリスクのうち重要なものには、取引対象物の市場価格の変動により損失を被るリスク（市場リスク）と取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなるにより被るリスク（信用リスク）があります。

(3) リスク管理体制

当行は、取締役会の定めた「市場性リスク管理の基本ポリシー」及び「クレジットポリシー」に従い、デリバティブ取引を含む市場性取引全般を管理しております。

デリバティブ取引の執行は、トレジャリーチームの内部規定等の定められた執行手続に従って行っております。

取引状況のモニタリングは、市場リスクについては、統合リスクマネジメントチームが日次で行うとともにALM委員会等経営陣への報告を定期的に行っております。また、信用リスクについては、「デリバティブ取引等与信管理規程」に従って、コーポレートクレジットリスクマネジメントグループが月次で（個別取引先の信用状態が急に変化した場合は随時）行い、必要に応じてクレジット・リスク・コミッティー等経営陣へ報告を行う体制を取っています。

(4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	757,380	757,380	△995	△995
	受取固定・支払変動	376,686	376,686	2,192	2,192
	受取変動・支払固定	376,599	376,599	△3,188	△3,188
	受取変動・支払変動	4,094	4,094	0	0
	金利オプション	43,388	43,388	—	38
	売建	21,694	21,694	△20	174
	買建	21,694	21,694	20	△136
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△995	△957

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記の記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	20,648	5,871	59	59
	売建	10,632	2,945	189	189
	買建	10,015	2,925	△129	△129
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	59	59

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

(7) その他（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	バスケット・オプション	9,008	9,008	—	—
	売建	4,504	4,504	393	△206
	買建	4,504	4,504	△393	206
	合計	—	—	—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引金融機関等から提示された価格により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
記載すべき事項はありません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
記載すべき事項はありません。

III 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
1. スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当行の執行役：4 当行の使用人：69 当行子会社の取締役：1
株式の種類別のストック・ オプションの数 (注)	普通株式 7,000株
付与日	平成17年12月12日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日 (平成19年6月30日) まで継続して当 行または当行子会社もしくは関連会社の役員 (監査役を含む。) または使用人の地位にあること。ただし、事前に当行の取締役会 が特別にその後の本新株予約権の保有および行使を認めた場合は この限りではない。
対象勤務期間	自 平成17年12月12日 至 平成19年 6月30日
権利行使期間	自 平成19年 7月 1日 至 平成22年 6月30日 ただし、付与対象者が平成22年6月30日より以前に、当行また は当行の子会社もしくは関連会社の役員または使用人のいずれの 地位をも喪失した場合 (死亡による場合を除く) に、その地位の 喪失時に権利行使期間は終了する。

(注) 株式数に換算して記載している。

2. ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	5,900
付与	—
失効	75
権利確定	5,825
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	5,825
権利行使	—
失効	775
未行使残	5,050

(2) 単価情報

	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	440,843
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部金融関連事業も営んでおりますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

国際業務（海外）経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務（海外）経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	162,204.67	147,788.68	157,612.10
1株当たり中間(当期) 純利益金額又は中間純損失金 額(△)	円	24,857.47	△1,101.37	19,775.41
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	希薄化効果を有してい る潜在株式が存在しない ため記載しておりませ ん。	潜在株式は存在するも の、1株当たり中間純 損失であるため記載して おりません。	希薄化効果を有してい る潜在株式が存在しない ため記載しておりませ ん。

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額又は中間純損失金額(△)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 金額又は中間純損失金額(△)				
中間(当期)純利益又 は中間純損失(△)	百万円	17,400	△770	13,842
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益又は中 間純損失(△)	百万円	17,400	△770	13,842
普通株式の(中間)期 中平均株式数	千株	700	700	700
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利 益金額の算定に含めなか った潜在株式の概要		第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及 び同280条ノ21の規定に 基づくストック・オプシ ョンとしての新株予約権 であります。 ・新株予約権の数 1,070個 (1個につき普通株式5 株) ・発行価格 無償 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで	第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及 び同280条ノ21の規定に 基づくストック・オプシ ョンとしての新株予約権 であります。 ・新株予約権の数 875個 (1個につき普通株式5 株) ・発行価格 無償 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで	第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及 び同280条ノ21の規定に 基づくストック・オプシ ョンとしての新株予約権 であります。 ・新株予約権の数 1,010個 (1個につき普通株式5 株) ・発行価格 無償 ・発行価額の総額 2,226,257,150円 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>当行株券等に対する公開買付契約締結等に関する事項</p> <p>平成19年12月21日付で、ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー、トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー、ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー及びジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー（以下総称して「公開買付予定者」という。）が発表した「株式会社東京スター銀行株券等に対する公開買付けに向けた公開買付契約締結及び銀行主要株主認可申請に関するお知らせ」により、公開買付予定者が、当行の筆頭株主であるエルエスエフ・ティー・エス・ホールディングス・エス・シー・エイ及び第二位の株主であるエルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイとの間で公開買付契約を締結したことが公表されました。</p> <p>公開買付予定者による公開買付けに対し、当行は、今後、公開買付予定者から提供される情報を誠実に検討してまいります。</p>		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の要約貸借対 照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	72,823	65,684	74,197
コールローン	66,847	124,244	196,183
買入金銭債権	45,464	37,377	41,573
商品有価証券	1	—	1
金銭の信託	3,600	3,549	3,577
有価証券	※1, ※9 308,525	※1, ※9 320,027	※1, ※9 261,486
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 1,191,064	※2, ※3, ※4, ※5, ※7, ※8, ※10 1,274,970	※2, ※3, ※4, ※5, ※7, ※8, ※10 1,256,373
外国為替	312	599	419
その他資産	※9 19,021	※9 15,865	※9 17,695
有形固定資産	※11 6,119	※11 5,593	※11 5,828
無形固定資産	3,860	3,572	3,738
繰延税金資産	14,385	15,194	13,700
支払承諾見返	1,987	1,786	1,895
貸倒引当金	△16,415	△20,856	△16,941
資産の部合計	1,717,599	1,847,610	1,859,730
負債の部			
預金	※9 1,507,421	※9 1,643,871	※9 1,661,009
譲渡性預金	—	2,200	—
外国為替	6	1	10
社債	※12 55,500	※12 55,500	※12 55,500
その他負債	39,088	42,775	30,576
未払法人税等		87	5,808
その他の負債		42,688	24,767
賞与引当金	1,012	551	1,452
役員賞与引当金	745	198	366
役員退職慰労引当金	25	8	28
睡眠預金払戻損失引当金	—	454	512
支払承諾	1,987	1,786	1,895
負債の部合計	1,605,785	1,747,347	1,751,352
純資産の部			
資本金	21,000	21,000	21,000
資本剰余金	19,000	19,000	19,000
資本準備金	19,000	19,000	19,000
利益剰余金	76,216	64,690	72,440
利益準備金	2,000	2,000	2,000
その他利益剰余金	74,216	62,690	70,440
繰越利益剰余金	74,216	62,690	70,440
株主資本合計	116,216	104,690	112,440
その他有価証券評価差額金	△2,832	△3,867	△4,760
繰延ヘッジ損益	△1,571	△559	699
評価・換算差額等合計	△4,403	△4,426	△4,061
純資産の部合計	111,813	100,263	108,378
負債及び純資産の部合計	1,717,599	1,847,610	1,859,730

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度の要約損益計
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益		41,996		37,012	76,260
資金運用収益		27,251		26,315	52,089
(うち貸出金利息)		21,559		20,279	42,099
(うち有価証券利息配当金)		4,007		4,311	6,769
役務取引等収益		7,446		7,020	15,088
その他業務収益	※1	1,274	※1	627	1,610
その他経常収益	※2	6,023	※2	3,048	※2 7,471
経常費用		28,359		33,728	58,232
資金調達費用		5,528		6,803	11,289
(うち預金利息)		5,056		6,310	10,334
役務取引等費用		5,518		6,311	11,630
その他業務費用	※3	1,197	※3	123	1,391
営業経費	※4	15,734	※4	15,244	31,452
その他経常費用	※5	379	※5	5,246	2,468
経常利益		13,637		3,283	18,027
特別利益	※6	18,816	※6	117	20,414
特別損失	※7	3,018	※7	6,725	※7 15,182
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)		29,435		△3,324	23,259
法人税、住民税及び事業税		12,663		16	9,813
過年度法人税等戻入額		—		△87	—
法人税等調整額		△532		△1,243	△82
法人税等合計				△1,314	
中間純利益又は中間純損失(△)		17,304		△2,009	13,528

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の要約株主資本等変動計算書
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	21,000	21,000	21,000
当中間期末残高	21,000	21,000	21,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	19,000	19,000	19,000
当中間期末残高	19,000	19,000	19,000
資本剰余金合計			
前期末残高	19,000	19,000	19,000
当中間期末残高	19,000	19,000	19,000
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	2,000	2,000	2,000
当中間期末残高	2,000	2,000	2,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	60,411	70,440	60,411
当中間期変動額			
剰余金の配当	(注) △3,500	△5,740	△3,500
中間純利益又は中間純損失(△)	17,304	△2,009	13,528
当中間期変動額合計	13,804	△7,749	10,028
当中間期末残高	74,216	62,690	70,440
利益剰余金合計			
前期末残高	62,411	72,440	62,411
当中間期変動額			
剰余金の配当	(注) △3,500	△5,740	△3,500
中間純利益又は中間純損失(△)	17,304	△2,009	13,528
当中間期変動額合計	13,804	△7,749	10,028
当中間期末残高	76,216	64,690	72,440
株主資本合計			
前期末残高	102,411	112,440	102,411
当中間期変動額			
剰余金の配当	(注) △3,500	△5,740	△3,500
中間純利益又は中間純損失(△)	17,304	△2,009	13,528
当中間期変動額合計	13,804	△7,749	10,028
当中間期末残高	116,216	104,690	112,440

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度の要約株主資本等変動計算書
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金					
前期末残高	△98	△4,760			△98
当中間期変動額					
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△2,733	893			△4,661
当中間期変動額合計	△2,733	893			△4,661
当中間期末残高	△2,832	△3,867			△4,760
繰延ヘッジ損益					
前期末残高	△1,624	699			△1,624
当中間期変動額					
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	53	△1,258			2,323
当中間期変動額合計	53	△1,258			2,323
当中間期末残高	△1,571	△559			699
評価・換算差額等合計					
前期末残高	△1,723	△4,061			△1,723
当中間期変動額					
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△2,679	△365			△2,337
当中間期変動額合計	△2,679	△365			△2,337
当中間期末残高	△4,403	△4,426			△4,061
純資産合計					
前期末残高	100,688	108,378			100,688
当中間期変動額					
剰余金の配当	(注) △3,500	△5,740			△3,500
中間純利益又は中間純損失 (△)	17,304	△2,009			13,528
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△2,679	△365			△2,337
当中間期変動額合計	11,125	△8,115			7,690
当中間期末残高	111,813	100,263			108,378

【中間株主資本等変動計算書の欄外注記】

(注) 平成19年5月25日の取締役会における決議項目であります。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	同左	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、子会社及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (追加情報) 従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行ってまいりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。 この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が863百万円増加、「繰延税金資産」が351百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が512百万円増加しております。	有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	—————	金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当行が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。	同左
4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 その他：2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当中間会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>前事業年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、当中間会計期間より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで、直接減額を行わない方法に変更しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、第6期(平成18年度)まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、債権額から直接減額しておりましたが、第6期末日において直接減額していた債権のうち、当中間会計期間末において債権額から直接減額した金額は445百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、当期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。</p> <p>前期末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、当期より、担保及び保証からの回収が実質的に終了するまで、直接減額を行わない方法に変更しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、前事業年度末において直接減額した債権のうち、当中間会計期間末において債権額から直接減額した金額は10,310百万円であります。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、従来、資産の自己査定基準に基づき、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、最近年度において、直接減額した以降に担保不動産の売却などによって相当額の回収を実現した事例が多く生じていることなどを勘案し、当中間会計期間から、債権の回収が実質的に終了し、取立不能の額が確定するまでは、当該部分について貸倒引当金を計上するとともに、回収不能額が実質的に確定した段階でこれらの債権を直接償却する処理に変更しております。この変更に伴い、中間貸借対照表においては、従来の方法に比べて貸出金と貸倒引当金がそれぞれ3,412百万円増加しております。また、中間損益計算書においては、従来の方針において貸出金償却としていた上記の直接償却額3,279百万円を、貸倒引当金戻入益から控除して表示しております。この結果、従来の方法に比べその他経常費用は3,279百万円減少し、経常利益は同額増加しておりますが、特別利益も同額減少することとなるため、税引前中間純利益への影響はありません。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来の方針に比べ「注記事項(中間貸借対照表関係)」における破綻先債権額が2,133百万円、延滞債権額が1,279百万円、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額が3,412百万円増加しております。</p>	—————	<p>なお、前期末において直接減額した債権のうち、当期末において債権額から直接減額した金額は1,897百万円であります。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、従来、資産の自己査定基準に基づき、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、最近年度において、直接減額した以降に担保不動産の売却などによって相当額の回収を実現した事例が多く生じていることなどを勘案し、当期から、債権の回収が実質的に終了し、取立不能の額が確定するまでは、当該部分について貸倒引当金を計上するとともに、回収不能額が実質的に確定した段階でこれらの債権を直接償却する処理に変更しております。この変更に伴い、貸借対照表においては、従来の方針に比べて貸出金と貸倒引当金がそれぞれ4,733百万円増加しております。また、損益計算書においては、従来の方針において貸出金償却としていた上記の直接償却額4,733百万円を、貸倒引当金繰入額に含めて表示しております。この変更による経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来の方針に比べ破綻先債権額が3,075百万円、延滞債権額が1,658百万円、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額が4,733百万円増加しております。</p>
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 役員賞与引当金 同左	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間会計期間末における要支給見込額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間会計期間末における要支給見込額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の当事業年度末における要支給見込額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>役員退職慰労金は、前中間会計期間は支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の改正に伴い、前事業年度の下期において、要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>前中間会計期間において上記変更を行った場合は、営業経費が49百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ49百万円減少いたします。</p>		
		<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、前事業年度の下期より、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。</p> <p>なお、変更後の方法によった場合と比べ、前中間会計期間の経常利益は31百万円、税引前中間純利益は472百万円多く計上されております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てしております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、当事業年度より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。この変更により、従来の方によった場合と比較して、経常利益が71百万円減少し、税引前中間純利益は512百万円減少しております。</p> <p>なお、当中間会計期間においては、合理的な引当額を正確に算出するための十分な体制が整っていなかったことから、従来の方によっております。従って、変更後の方法によった場合と比べ、当中間会計期間の経常利益は31百万円、税引前中間純利益は472百万円多く計上されております。</p>
7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	<p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、一部の貸出金について、ヘッジ対象となる取引を個別に指定した繰延ヘッジを行っております。</p>	同左
10. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同左	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>
11. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理	<p>証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。</p> <p>なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。</p>	同左	<p>証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。</p> <p>なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 また、これによる中間財務諸表への影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【追加情報】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(法人所得税の更正処分について)</p> <p>当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について、営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期に係る見解の相違を主な理由として更正処分を受けました。</p> <p>当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計および税務上適切なものであり、当該更正処分は法的根拠を欠く不当なものと考えていることから、国税不服審判所に対して審査請求を行いました。平成19年7月10日に請求棄却の裁決を受領いたしました。当行は、現在、裁決の内容につき外部専門家を含めて十分な検討を行った上で、法的手続その他今後の措置について検討しております。</p> <p>なお、この更正処分を受け、納付（仮払処理）の上で課税の適否を争っている金額は1,587百万円であります。</p>	<p>—————</p>	<p>(法人所得税の更正処分について)</p> <p>当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について、営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期に係る見解の相違を主な理由として更正処分を受けました。</p> <p>当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計および税務上適切なものであり、当該更正処分は法的根拠を欠く不当なものと考えていることから、国税不服審判所に対して審査請求を行いました。平成19年7月10日に請求棄却の裁決を受領したことから、裁決の内容につき外部専門家を含めて十分な検討を行った結果、平成20年1月8日に、東京地方裁判所に税務訴訟を提起しております。</p> <p>なお、この更正処分を受け、納付（仮払処理）の上で課税の適否を争っている金額は1,573百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式総額 4,993百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,720百万円、延滞債権額は 17,284百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 1,077百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 10,996百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 32,078百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 前事業年度末まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりました。前事業年度末において直接減額した債権のうち、当中間会計期間末において債権額から直接減額している金額は、破綻先債権額 2,271百万円、延滞債権額 8,028百万円であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 4,993百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は21,135百万円、延滞債権額は19,628百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は839百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 10,185百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,790百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 4,993百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,729百万円、延滞債権額は16,520百万円であります</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は403百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 10,874百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は36,527百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																		
<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、744百万円であります。</p> <p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は、64百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,809百万円であります。</p> <p>※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,061百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>276百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等 35,834百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、2,508百万円であります。</p> <p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、133,242百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が82,001百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 3,894百万円</p> <p>※12 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。</p>	有価証券	24,061百万円	担保資産に対応する債務		預金	276百万円	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,010百万円であります。</p> <p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は、55百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,294百万円であります。</p> <p>※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>19,009百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>844百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等30,091百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、2,471百万円であります。</p> <p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、140,855百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が57,764百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 4,499百万円</p> <p>※12 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。</p>	有価証券	19,009百万円	担保資産に対応する債務		預金	844百万円	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,587百万円であります。</p> <p>※8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、59百万円であります。</p> <p>原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、1,410百万円であります。</p> <p>※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>24,073百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>1,342百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等 29,318百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は、2,512百万円であります。</p> <p>※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、145,031百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が68,118百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 4,177百万円</p> <p>※12 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。</p>	有価証券	24,073百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,342百万円
有価証券	24,061百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	276百万円																			
有価証券	19,009百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	844百万円																			
有価証券	24,073百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	1,342百万円																			

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
13. 取締役及び執行役との間の取引による 取締役及び執行役に対する金銭債権総額 －百万円	—————	13. 取締役及び執行役との間の取引による 取締役及び執行役に対する金銭債権総額 －百万円
14. 取締役及び執行役との間の取引による 取締役及び執行役に対する金銭債務総額 －百万円	—————	14. 取締役及び執行役との間の取引による 取締役及び執行役に対する金銭債務総額 －百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. その他業務収益には、金融派生商品収益815百万円及び貸出債権売却益452百万円を含んでおります。	※1. その他業務収益には、金融派生商品収益516百万円を含んでおります。	—————
※2. その他経常収益には、貸出債権売却益3,111百万円及び買取債権回収益1,884百万円を含んでおります。	※2. その他経常収益には、買取債権回収益739百万円及び還付加算金等1,825百万円を含んでおります。	※2. その他の経常収益には、貸出債権売却益3,134百万円を含んでおります。
※3. その他業務費用には、貸出債権売却損778百万円及び外国為替売買損361百万円を含んでおります。	※3. その他業務費用には、外国為替売買損121百万円を含んでおります。	—————
※4. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 416百万円 無形固定資産 476百万円	※4. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 333百万円 無形固定資産 482百万円	—————
※5. その他経常費用には、貸出金償却2百万円を含んでおります。	※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,958百万円を含んでおります。	—————
※6. 特別利益は、貸倒引当金戻入益401百万円、償却債権取立益191百万円及び固定資産処分益18,224百万円であります。	※6. 特別利益は、償却債権取立益117百万円であります。	—————
※7. 特別損失には、有価証券評価損2,017百万円及び固定資産処分損999百万円を含んでおります。	※7. 特別損失には有価証券評価損6,719百万円を含んでおります。	※7. その他の特別損失には、有価証券評価損13,610百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額のうち過年度発生分441百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業 年度末株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

II 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業 年度末株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘 要
自己株式					
全部取得条項付株式	—	700	700	—	(注) 1, 2, 3
普通株式	—	—	—	—	(注) 1
合計	—	700	700	—	

- (注) 1. 平成20年8月1日付定款変更により、従来の普通株式を全部取得条項付株式に変更するとともに(表中の「全部取得条項付株式」)、新たな普通株式を設けました(表中の「普通株式」)。
 2. 平成20年6月26日付定時株主総会の決議により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて取得しております。
 3. 平成20年7月25日付代表執行役頭取決定により、平成20年8月1日全部取得条項付株式をすべて消却しております。

III 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業 年度末株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業 年度末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																		
	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。																																																																			
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>48百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>22百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	48百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	26百万円	中間会計期間末残高相当額		有形固定資産	22百万円	1年内	9百万円	1年超	12百万円	合計	22百万円	支払リース料	6百万円	減価償却費相当額	6百万円	<p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>12百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	42百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	29百万円	中間会計期間末残高相当額		有形固定資産	12百万円	1年内	7百万円	1年超	5百万円	合計	12百万円	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	4百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>17百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料及び減価償却費相当額 <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>10百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	42百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	24百万円	期末残高相当額		有形固定資産	17百万円	1年内	8百万円	1年超	8百万円	合計	17百万円	支払リース料	10百万円	減価償却費相当額	10百万円
取得価額相当額																																																																				
有形固定資産	48百万円																																																																			
減価償却累計額相当額																																																																				
有形固定資産	26百万円																																																																			
中間会計期間末残高相当額																																																																				
有形固定資産	22百万円																																																																			
1年内	9百万円																																																																			
1年超	12百万円																																																																			
合計	22百万円																																																																			
支払リース料	6百万円																																																																			
減価償却費相当額	6百万円																																																																			
取得価額相当額																																																																				
有形固定資産	42百万円																																																																			
減価償却累計額相当額																																																																				
有形固定資産	29百万円																																																																			
中間会計期間末残高相当額																																																																				
有形固定資産	12百万円																																																																			
1年内	7百万円																																																																			
1年超	5百万円																																																																			
合計	12百万円																																																																			
支払リース料	4百万円																																																																			
減価償却費相当額	4百万円																																																																			
取得価額相当額																																																																				
有形固定資産	42百万円																																																																			
減価償却累計額相当額																																																																				
有形固定資産	24百万円																																																																			
期末残高相当額																																																																				
有形固定資産	17百万円																																																																			
1年内	8百万円																																																																			
1年超	8百万円																																																																			
合計	17百万円																																																																			
支払リース料	10百万円																																																																			
減価償却費相当額	10百万円																																																																			
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5百万円</td> </tr> </table>	1年内	3百万円	1年超	2百万円	合計	5百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2百万円</td> </tr> </table>	1年内	2百万円	1年超	0百万円	合計	2百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4百万円</td> </tr> </table>	1年内	3百万円	1年超	1百万円	合計	4百万円																																																
1年内	3百万円																																																																			
1年超	2百万円																																																																			
合計	5百万円																																																																			
1年内	2百万円																																																																			
1年超	0百万円																																																																			
合計	2百万円																																																																			
1年内	3百万円																																																																			
1年超	1百万円																																																																			
合計	4百万円																																																																			

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

II 当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

III 前事業年度末 (平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>当行株券等に対する公開買付契約締結等に関する事項</p> <p>平成19年12月21日付で、ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー、トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー、ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー及びジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー（以下総称して「公開買付予定者」という。）が発表した「株式会社東京スター銀行株券等に対する公開買付けに向けた公開買付契約締結及び銀行主要株主認可申請に関するお知らせ」により、公開買付予定者が、当行の筆頭株主であるエルエスエフティーエス・ホールディングス・エス・シー・エイ及び第二位の株主であるエルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイとの間で公開買付契約を締結したことが公表されました。</p> <p>公開買付予定者による公開買付けに対し、当行は、今後、公開買付予定者から提供される情報を誠実に検討してまいります。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。平成20年5月22日関東財務局長に提出。
- (2) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。平成20年5月23日関東財務局長に提出。
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第7期）（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）平成20年6月27日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。平成20年8月8日関東財務局長に提出。
- (5) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。平成20年9月18日関東財務局長に提出。
- (6) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく臨時報告書であります。平成20年9月30日関東財務局長に提出。
- (7) 訂正有価証券報告書
平成20年6月27日提出の有価証券報告書に係る訂正有価証券報告書であります。
平成20年10月3日関東財務局長に提出。
- (8) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書であります。平成20年12月24日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社東京スター銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	内田 満雄
指定社員 業務執行社員	公認会計士	南波 秀哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の注記に「当行株券等に対する公開買付契約締結等に関する事項」が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

株式会社東京スター銀行
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大木 一昭
指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社東京スター銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 内田 満雄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 南波 秀哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象の注記に「当行株券等に対する公開買付契約締結等に関する事項」が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月19日

株式会社東京スター銀行
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一昭

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京スター銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京スター銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。